

要 望 書

(平成 26 年度県予算並びに施策に関する要望)

広島県市長会
広島県町村会

要　　望

県内 23 市町におきましては、住民に最も身近な基礎自治体として、住民生活の安全・安心の確保対策に尽力するとともに、個性的で活力のある地域づくりに取り組んでおります。

そのような中で、増え続ける社会保障費への対応や、地域基盤の維持管理対策、地域経済の活性化等の喫緊かつ重要な諸課題に対しましては、熱意と工夫をもって対応しておりますが、単独の市町では解決できない課題も多く存在いたします。

つきましては、平成 26 年度予算編成にあたりましては、こうした私ども市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成 25 年 10 月 17 日

広島県市長会
会長 松井一實

広島県町村会
会長 吉田隆行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	12

重 点 要 望 事 項

1 風疹ワクチン任意接種に係る費用の財政支援について

妊娠初期の妊婦が感染すると胎児に重大な影響を及ぼす風疹について、任意接種を受けやすい環境を構築し、その流行を予防するため、国に対し、早急にワクチン接種の助成制度の創設を働きかけるとともに、当面の間は、市町が実施する風疹ワクチンの任意接種費用の助成に対し財政支援を講じること。

2 米軍機による低空飛行の騒音被害に対する対応について

目撃情報や騒音被害が相次いでいる低空飛行訓練に対する地域住民の不安を解消し、住民の平穏な生活を守るために、騒音の実態を積極的に収集すること。

また、現状の騒音被害を軽減するため、騒音測定器の設置や防音対策等の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

3 地域交通対策について

地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線及び、島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。

4 防災対策について

災害から住民の生命、財産を守り、豊かで住みよい地域づくりを推進するため、下記の事項について防災対策を総合的かつ強力に推進すること。

- (1) 急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業
- (2) 河川整備事業及び河川維持事業
- (3) 海岸高潮対策事業
- (4) 治山事業
- (5) 耐震強化岸壁や浮桟橋などの防災拠点の整備

5 特別支援教育対策について

近年、障がいのある児童・生徒の障がいの重度化、多様化が進むとともに、通常の学級においても常時介助を行う必要がある児童生徒が増加していることに鑑み、各学校の実情に応じたきめ細かい支援教育が実施できるよう、教職員の加配や学級編制基準の見直し等、機動的かつ弾力的な支援策を講じること。

6 交番及び警察官駐在所の存続と建て替えの推進について

交番及び警察官駐在所については、地域の安全と安心を守る地域密着型の拠点であると同時に、地域住民にとって安心の大きな拠りどころであることから、次の事項を総合的に考慮したうえで、積極的な措置を講じること。

- (1) 現存の交番及び警察官駐在所を存続させること。
- (2) 老朽化している交番及び警察官駐在所を早期に建て替えること。
- (3) 建て替えにあたっては、利便性の高い適地を候補地とすること。

一般要望事項（広島県市長会）

1 地域交通対策の推進について	3
2 保健福祉行政の充実強化について	4
3 生活環境の整備促進について	5
4 教育行政の充実強化について	6
5 道路等の整備推進について	8
6 防災対策の推進について	10
7 地域産業・経済の振興について	11

1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- 2 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 福祉医療費公費負担事業費補助金制度における、乳幼児医療費公費負担事業について、所得制限をなくし、小学生を助成対象者とするよう制度を拡充すること。
- 2 任意接種として実施する風しんワクチンの予防接種費用について、市町が接種費用を助成する場合、市町に対する財政支援を広島県において創設すること。
- 3 精神障がい者の福祉の向上を図る観点から、身体障がい者、知的障がい者と同様に、精神障がい者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 4 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になることから、所得制限については、所得税額から所得額（又は市町村民税額）に改めること。

3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動搖を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。

(2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2 警察官駐在所については、地域の安全と安心を守る地域密着型の拠点であると同時に、地域住民にとって安心の大きな拠りどころであることから、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 警察官駐在所を存続させること。

(2) 老朽化している警察官駐在所を早期に建て替えすること。

(3) 建て替えにあたっては、利便性の高い適地を候補地とすること。

4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 社会の変化や要請に対応し、特色ある学校づくりを進め、きめ細やかで長期的展望に立った生徒指導や個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配措置の充実を図るとともに、第8次公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画の実行を国に対して働きかけること。
- 2 小学校1・2年生における30人学級や、中学校における複数教員指導体制の充実を図ること。
- 3 学校における食育の推進を図るため、栄養教諭の配置を拡充すること。
- 4 障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、地域や学校、児童生徒の実態に応じた教職員の加配や非常勤講師の活用など機動的・弾力的な教職員配置を行えるよう必要な措置を講じること。
- 5 障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級について1名の児童生徒でも新規の編制が行えるよう、学級編制基準の見直しを行うこと。
- 6 私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

7 現在の県立高等学校再編整備基本計画では、1学年3学級以下の小規模校である中山間地域にある多くの高校は、統廃合の推進又は検討対象校とされていることから、中山間地域の高等学校教育を守り、地域の活力を維持していくためにも、本年度に策定される新たな県立高等学校再編整備計画の策定においては、中山間地域の高校の存続及び、学校の特色づくりに対する支援を盛り込むこと。

5 道路等の整備推進について

道路等の整備推進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

1 合併した市町の各地域を結ぶ合併支援道路は、市民生活や地域経済活動の根幹を成す道路網であることから早期に整備すること。

また、道路環境の整備という観点から、主要な国県道の歩道未設置区間を早期に改良し、交通安全施設の整備に積極的に取り組むこと。

2 交通安全の推進のため、信号機を大幅に増やすとともに、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機、歩車分離式信号機の整備を推進すること。

3 老朽化する道路、橋りょう等のインフラ資産の計画的・効率的な維持管理・更新に必要となる継続的な財源の確保と、老朽化対策の支援強化を図ること。

また、老朽化対策等に伴う地方への財政支援を行うとともに、点検及び修繕計画作成に係る地方負担分について起債対象とするなどにより、負担軽減が図られるよう国に働きかけること。

4 島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常的にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。

5 適正な水域の利用を図るために、プレジャーボート係留保管施設を整備すること。

- 6 老朽化が進展する港湾施設について、港湾改修工事に伴う県費の継ぎ足し補助による財政支援をするとともに、施設の維持管理・修繕に係る費用の助成制度を創設すること。
- 7 市民の安全を確保するため、不法な方法での埋め立てや放置されている土砂の取り扱い事案について、許可面積の下限変更、事業者への事業完了の担保、土地所有者へ一定の責任を課するなど許可条件を厳格にするよう広島県土砂の適正処理に関する条例を改正すること。
- 8 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自序行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いた上で、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

6 防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 がけ崩れから住民の生命・財産を守り、国土を保全して豊かで潤いのある地域づくりを促進するため、急傾斜地崩壊対策事業について財政措置の拡充を図り、積極的に事業を推進すること。
- 2 山地災害から住民の生命・財産などを守るとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業について財政措置の拡充を図り、積極的に事業を推進すること。
- 3 土石流等の土砂災害から住民の生命・財産を守り、国土を保全して豊かで住みよい地域づくりを促進するため、砂防事業を積極的に推進すること。
- 4 河川整備事業、河川維持事業は住民の生命・財産及び生活環境を守るうえで極めて重要な施策であるため、事業を積極的に推進すること。
特に、河川改修並びに堆積土砂の除去など必要な河川の整備・維持については早期に事業を実施すること。
- 5 海岸保全施設整備事業等の海岸高潮対策事業を積極的に推進すること。
- 6 大規模災害が発生した際に、物資の緊急輸送及び、緊急避難などの機能を確保するため、耐震強化岸壁や浮桟橋などの防災拠点の整備を推進すること。

7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、次の事項について措置される
よう要望する。

- 1 農村整備事業について、山間地域で耕作している地域営農集団等
に対する施設整備等の支援措置を講ずること。
- 2 広島県栽培漁業センターの種苗生産にかかる県費負担の増額に
ついて配慮すること。

一般要望事項（広島県町村会）

1	地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について	12
2	保健福祉行政の充実強化について	14
3	生活環境の整備促進について	18
4	教育行政の充実強化について	21
5	道路等の整備促進について	23
6	防災施策の推進について	25
7	地域産業等の振興について	26
8	観光振興施策の推進について	28
9	新たなエネルギー施策の推進について	29

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- 1 県と市町が「対等なパートナー」として施策に当たる分権型社会を実現するため、改めて道州制など自治体広域化の議論に対する県の立場や役割を明確にし、県と市町が連携して施策に取り組めるような体制を早期に確立すること。
- 2 県から移譲を受けた事務・権限について、市町の規模に関わらず的確・迅速に執行できるよう、必要な支援を行うこと。
 - (1) 移譲事務交付金については、業務に見合った必要経費を交付すること。
 - (2) 許認可や立入検査、指導監査など、専門性や僅少性のある業務については、専門職員の派遣、あるいは移譲事務の共同実施の検討など、支援を強化すること。
 - (3) 移譲の効果をより発揮できるよう、パスポートの住所地以外での申請・発券について検討すること。
- 3 地方交付税については、地方固有の財源であることから、地方公務員の給与の削減を前提とする地方交付税削減を、平成26年度以降行わないよう、強く国に働きかけること。
また、地方の財源不足が常態化していることから、地方交付税の法定率引上げを実施し、臨時財政対策債への依存状況を抑制するよう、強く国に働きかけること。

- 4 福祉事務所の事務権限移譲に伴う財源措置については、特別交付税による措置となっているが、より安定的な財源として、普通交付税による措置とするよう、強く国に働きかけること。
- 5 合併市町への普通交付税合併算定替について、県内合併市町は本年度から順次、縮減段階に入ることから、合併市町の意見集約等を行ったうえで、今後の市町のあり方・財政措置等について検討すること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

1 安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 母子保健法第 13 条における妊婦健康診査の義務化を国に働きかけること。

(2) 病児・病後児保育制度については、非常勤の看護師を配置した施設や年間の延べ利用児童数が 10 人未満の施設も補助対象とするなど、地域の実態に応じた活用しやすい制度となるよう国に働きかけること。

また、県においても、同様の条件で施設運営費の一部を補助する独自の補助制度を創設すること。

(3) 乳幼児医療費助成制度については、県補助金の交付対象範囲を小学校 6 年生までとするとともに、加入年金制度による所得制限の差を見直し、被用者年金制度加入者の制限に統一すること。

また、国に対しても乳幼児医療補助制度を早急に創設するよう強く要望すること。

2 地域の医療に必要な医師、看護師を確保するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 医師の派遣や看護師の待遇改善措置に対する補助金を創設するなど、地域の現状に即した柔軟な支援策を策定すること。

(2) 特に入院施設の少ない中山間地域の医療スタッフが不足しないよう、中山間地域の医療を担う医師の育成、看護専門学校への財政支援、有資格者の再就職支援など必要な対策を講じるよう国に強く働きかけること。

3 予防接種事業を円滑に実施するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌などのワクチンの早期予防接種化を推進し、平成25年4月から定期予防接種化された子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンも含め、定期予防接種化後も公費負担を継続するよう国に働きかけること。

(2) 先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を予定している女性やその夫などへのワクチン接種に対する助成制度の創設を国に働きかけすること。また、県民への情報提供及び普及啓発に一層努めるとともに、国による助成制度創設までに、市町が独自に妊娠を予定している女性やその夫などへのワクチン接種に対する助成を行った場合は、県において応分の負担をすること。

4 がん対策の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) がん検診の受診率向上のため、住民誰もが県内どこの市町でも受診できるよう県医師会が代表して各市町と業務委託を行う広域的な集合契約を推進する体制を整備・支援すること。

(2) がん検診推進事業（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）を単年事業とせず、継続的な事業とするよう国に働きかけること。

5 介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 介護保険制度について、地元の実態を充分把握した上で抜本的な見直しを行い、公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう国に強く働きかけること。

また、保険料負担とサービスの公平化の観点から、介護保険財政の広域運営など、制度の抜本的見直しを行うこと。

(2) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるよう、次の事項について国の責任において財政措置を含めた総合的かつ統一的な対策を講じるよう国に働きかけること。

ア 認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、低所得者が十分なサービスを利用できるよう補足給付費等の更なる軽減措置を講じること。

イ 補足給付費等の制度については、扶養関係や資産などを適正に反映し、在宅介護者との公平化を図るとともに、介護保険の枠組みではなく、国が責任をもって別枠で対応すること。

6 県では国民健康保険の運営の広域化に向け協議を進めているところであるが、財源の拠出方法については、市町間の格差が生じることのないよう慎重に調整すること。また、国に対して財政の負担拡充を求めるなど、財政基盤強化に向けて働きかけること。

- 7 県からの権限移譲により市町の福祉事務所が行っている生活保護業務については、小規模自治体ではケースワーカーなどの人員確保が年々厳しくなっているため、人材確保対策と財政支援を図るとともに市町の区域を越えた広域的な業務の共同処理ができるよう検討すること。
- 8 離職により住居を喪失した者に対して、公共職業安定所の斡旋により住居が確保され、同時に生活保護が適用された場合については、その全額を国または都道府県の負担となるよう国に働きかけること。また、当該被保護者を「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者として、可能な限り受け入れが行われるよう国に働きかけること。
- 9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- 10 障害者自立支援の介護報酬単価の設定については、国家公務員の地域手当に基づくものではなく、地域の実情を適切に反映したものに改善するよう国に働きかけること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

1 総合的な空き家対策を図るため、次の事項について県と市町が連携して国に働きかけること。

- (1) 住宅用地の固定資産税は、空き家の敷地であっても課税標準の特例措置が講じられており、空き家を除去せずに放置する一因にもなっているため、空き家の住宅用地に対する固定資産税の特例措置を見直すこと。
- (2) 老朽化した空き家の強制的な除去について、現行法令による措置は対象や内容が限定され、運用基準も明確になっていないため、老朽危険空き家の除去等の代執行を行う場合の権限や運用基準、除去などの費用負担にかかる法制度を整備すること。

2 近年増加しているゲリラ豪雨や集中豪雨から住民を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、社会資本整備総合交付金（浸水対策事業）の予算確保を国に働きかけること。

3 日常生活航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

4 地域交通対策の充実強化及び地域の振興を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域住民の生活に必要不可欠で、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線が安定的に維持できるよう、支援措置を継続するとともに、市町を結ぶ幹線路線維持確保に向けた恒久的、重点的な支援措置を講じること。
- (2) 住民生活に直接影響を与える公共交通の維持運営を図るため、予約センターの管理運営など運行以外の事業に対する補助制度を創設すること。
- (3) バス停留所等の建設については、地域の実情に応じた自由な設置ができるよう県の設置基準を緩和すること。

5 ゴミの不法投棄を防止するため、不法投棄に対する監視体制を強化するとともに国道及び各県道の不要な車両待避所を閉鎖すること。

6 地域の情報化を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

- (1) 情報通信利用環境整備推進交付金の要件を緩和し、施設整備単独での交付金制度とするよう国に働きかけること。
- (2) 中山間地におけるブロードバンド環境整備については、起債対象事業を拡充するとともに、今後の定住施策や中山間地対策として県独自の交付金制度を創設すること。

7 住民の安心・安全を確保するため、地域の防犯拠点として交番・駐在所を維持する必要があることから、施設の老朽化問題等について、警察、県、市町が連携して存続に向けた検討を行うこと。

8 迷い犬など保護した犬について、隣接市町への照会や周辺住民への周知が十分にできず、飼い主への返還に苦慮していることから、迷い犬専用ホームページの設置や県市町間における情報共有の仕組みの構築など、広域的な体制の整備を図ること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、次の事項について適切な措置を講ずること。

- 1 幼児教育の推進のため、幼稚園就園奨励事業の推進と継続的な運用を図る必要があることから、幼稚園就園奨励費補助金について、補助率3分の1により確実に交付するよう、国に強く働きかけること。
- 2 学校施設の耐震化の着実な実行及び早期完了に向け、学校施設環境改善交付金の重点配分と全国防災事業債など町財政の負担軽減につながる起債制度を継続するよう、国に強く働きかけること。
- 3 公立小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
 - (2) 特別な支援を必要とする子どもについて、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、特別支援学級の教職員定数を見直すこと。
 - (3) 小学校への養護教諭の加配について、中学校への加配と同一基準で実施すること。
 - (4) スクールカウンセラーについて、配置校以外の学校・公民館・役場等でも指導が可能となるよう制度の弾力化を図ること。

(5) 学校図書館の充実した運営・活用を図るため、専任の司書教諭を配置すること。

4 県立高等学校再編整備基本計画における学校の統廃合にあたっては、中山間地域の中学生の進路選択を狭め、人口流出による地域の疲弊を加速させる懸念があるため、基本計画を再考し、地域の教育機関の中軸である県立高等学校を存続すること。

また、中山間地域における生徒募集にあたっては、広く県外から募集するなど柔軟に対応するとともに、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、次の事項について強力に推進すること。

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町の事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 交通状況に応じた道路となるよう、国道の整備及び改良を促進すること。また、事業が凍結されている路線については早期に着手し、事業中の路線についても事業を着実に推進するよう国に働きかけること。
- 3 地域間の連携を図る広域的な道路ネットワークの形成及び一般道の渋滞緩和のため、高規格幹線道路及び地域高規格道路を早期に整備すること。
- 4 渋滞緩和のための道路や安全な通学路、災害時の避難路など、住民生活に密着した道路の整備、改良を促進すること。
- 5 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。
- 6 歩道の整備や信号機の増設など、交通安全施設の整備を一層強化充実すること。

- 7 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連事業を現計画どおり実施すること。
- 8 道路周辺環境の保全と事故防止のため、県道及び県が管理する国道の舗装について、計画的に補修すること。
- 9 道路・橋りょう等の老朽化対策等に必要となる継続的な財源確保、また、点検及び修繕計画作成に係る地方負担について起債対象とするなどにより、負担軽減が図られるよう国に働きかけること。

6 防災施策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現するため、次の事項について防災施策を総合的かつ強力に推進すること。

- 1 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進すること。
- 3 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を促進すること。
- 4 消防団員数を確保するため、市町が実施する消防団への入団促進等に対する支援を強化すること。特に、消防団協力事業所に対する税制上の優遇措置などの支援策を講じること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 国が制度化している就農支援資金制度を活用できるよう県において事業化すること。

(2) 新規に就農する認定就農者の就農時に必要なビニルハウスなど、初期投資支援策を講じること。

(3) 地域農業の更なる充実を図るため、普及指導員の市町駐在制度を創設すること。

(4) 2020 広島県農林水産業チャレンジプランにかかる地域プロジェクトを推進するため、小規模（1ha～2ha）の営農団地整備の造成費に対する支援策を講じること。

(5) 小規模農家などが永続的に農業を続けられるよう暗渠排水整備や水路補修など、農村整備事業の採択要件を緩和すること。

(6) 耕作放棄地を再生し、集落法人などをはじめとする担い手が農地を有効利用するため、国の耕作放棄地再生利用対策を活用する場合、県においても補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。

- 2 鳥獣被害が依然増加傾向にあるため、補助事業を強化するなど、継続的に支援すること。
- 3 森林資源を循環的に利用するために、新植事業の補助制度創設を国に働きかけるとともに県においても制度を拡充すること。
- 4 森林の有する公益的機能を維持し、保全を図るため、松くい虫防除対策等関連施策を充実するとともに、松くい虫被害跡地について、水源林機能の回復を支援する制度を創設すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、次の事項について適切な措置を講じること。

- 1 「瀬戸内 海の道構想」に則り、通年の活用が難しい海水浴場を貴重な観光資源として有効に活用するため、レストハウス等の集客施設の設置について柔軟な対応と財政的な支援を行うこと。
- 2 過疎地域特有の資源を有効に活用し、観光振興施策やグリーンツーリズム・ヘルスツーリズム等による都市部との交流や誘客を促進するため、次の事項について積極的に支援すること。
 - (1) 過疎地域の未来創造支援事業及び中山間地域観光振興計画支援事業による財政支援が本年度で終了する予定のため、新たな財政支援制度を創設するなど、魅力ある持続可能な地域づくりを支援すること。
 - (2) 国定公園であり日本百景にも選ばれている帝釈峡の遊歩道の通行止め区間について、早急に崩落・安全対策を実施するとともに、国に対しても支援を要請すること。また、帝釈峡の観光資源としての魅力向上に関して支援策を講じること。
 - (3) スキー場を再生し、山間部の振興を図るため、「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”について、小・中学校の子どもたちのスキ一体験に繋がるような環境を整備すること。

また、過疎地域自立促進特別措置法に定める特別償却について、スキー場も対象となるよう、国に対し強く働きかけること。

9 新たなエネルギー施策の推進について

東日本大震災を機に、火力、原子力が主力となっている従来のエネルギー構造からの転換が社会的な要請となりつつあることから、次の事項について積極的に取り組むこと。

- 1 森林や河川、太陽光などの多様な自然資源を利用した新エネルギー・省エネルギー施策を推進するため、積極的な支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。
- 2 平成 22 年度に延長された電源立地地域対策交付金制度の水力交付金相当分について、交付金額が減額となつたため、交付金額を従前の額に復元するよう国に強く働きかけること。
また、水力発電は今後の電力供給源として重要な位置づけとなるものと見込まれるため、水力発電施設立地地域対策の基本法を制定するよう、国に強く働きかけること。